

楽しく学べる 仕事ができる!

平成21年5月15日発行 (毎月2回1日・15日発行)
第43巻 第10号 通巻749号
昭和42年5月6日第3種郵便物認可

5.15
2009

バンクビギネス

特別企画

ねんきん定期便の見方と
チェックポイント

連載

ワンランク上をいく
相続対策アドバイス

高齢者と金融取引
こんなときどうする!?

特集

テラーのための
預かり資産セールス
基礎のキーン



ワンランク上をいく

相続対策 アドバイス

第2回

落合会計事務所

古井洋平



▼落合会計事務所のホームページはこちら
URL <http://www.ochiaikaikai.com/>

法定相続分と 相続税の総額の計算方法

被

相続人(亡くなった人)が
残した財産(課税財産)の
合計額から、債務等の合計額を差
し引いた金額を「課税価格」とい
い、課税価格からさらに差し引く
ものが「基礎控除額」です。基礎
控除額を求める算式は「5000
万円+(1000万円×相続人の
数)」となります。

では、どのような人が「相続

人」となるのでしょうか。

厚生労働省発表の「平成19年簡
易生命表」によると、日本人の平
均寿命は男性79・19歳、女性
85・99歳で、女性の平均寿命の
ほうが約7歳長く、夫が先に亡く
なることが多くなっています。

夫が先に亡くなると、妻は必ず
相続人となり、さらに子供がいる
場合は「妻と子」、子供がいない

場合には「妻と夫の親」、子供も
親もいない場合には「妻と夫の兄
弟姉妹」が相続人となります。妻
と子供がいる場合は、第2、第3
順位の「夫の親」、「夫の兄弟姉
妹」は相続人にはならないので注
意してください。

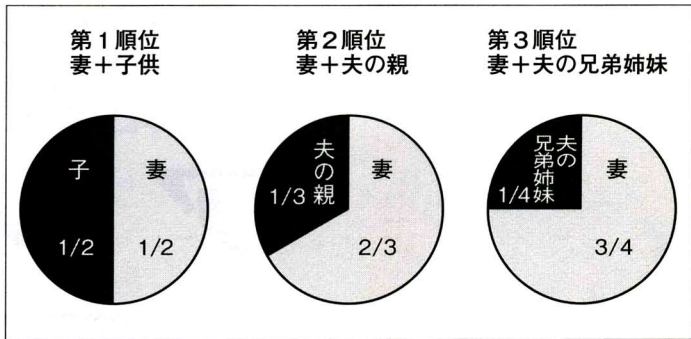
基礎控除額を差し引いて 課税遺産総額を求める

例えば、妻と子供が2人の場
合、相続人は3人ですから、50
00万円+3000万円で800
0万円が基礎控除額となります。
つまり、被相続人の残した財産の
課税価格が8000万円以内であ
れば、税金はかからないというこ
とになります。

相続が起きたとき、被相続人の
課税価格が5000万円<6000
万円くらいであれば、ひとまず基
礎控除額以内なので「相続税は支
払えるだろうか?」という心配は
不要なわけです。

このように、課税価格から基礎
控除額を差し引いた金額を「課税
遺産総額」といい、これに税金が
かかることとなります。

図表1 法定相続分（夫が被相続人の場合）



図表2 相続税の速算表

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
1000万円超～3000万円以下	15%	50万円
3000万円超～5000万円以下	20%	200万円
5000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

それでは、妻と子供2人が相続人のケースで、課税価格が1億円になるかを考えてみましょう。先述のとおり、相続人が3人の場合の基礎控除額は8000万円ですから、1億円からこれを差し引くと課税遺産総額は2000万円となり、この2000万円に税金がかかることとなります。課税遺産総額まで計算ができた

ら、次は「法定相続分」に基づいて、相続税を計算します。

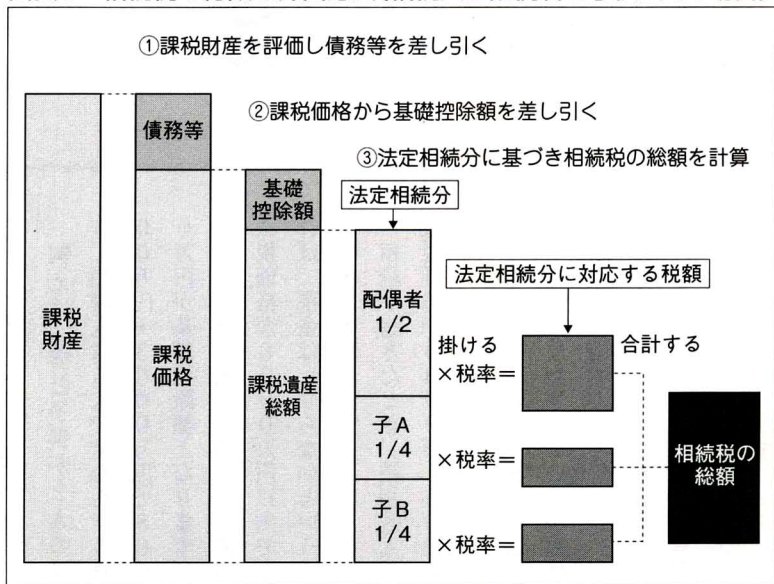
法定相続分とは民法によって決められた相続割合のことです。相続人が妻と子供2人であれば、妻が2分の1、子供がそれぞれ4分の1、相続人が妻と夫の両親であれば、妻が3分の2、夫の両親がそれぞれ6分の1というように決められています（図表1）。

法定相続分で分けたと仮定し 相続税の総額を算出

ここからが相続税計算の大きなポイントです。

次に「相続税の総額」を求める

図表3 相続税の総額の算出方法（相続人が配偶者と子供2人の場合）



のですが、この場合まず「仮に法定相続分で分けたもの」として、各相続人の相続税額を計算します。各相続人が実際に財産を分けて、各人がどのくらい納税するかというのは、その次の段階となります。法定相続分で分けるのは、あくまでも相続税の総額を算出するためです。

◀お客様にはこんなアドバイスを!



私の財産は不動産ばかりで
すぐに換金できないので
万一のときに妻や子供に相続税で
負担をかけないか心配で…

お子様は何人
いらっしゃるんですか？

ということは
私の財産が9000万円
以下なら相続税を
支払わなくてもいいんだ

はい
そうです

息子2人と
娘が1人
だよ

奥様を合わせて相続人は
4人ですから
9000万円の
基礎控除額がございます

相続税を支払う必要があるか
必要ならいくらなのか
1度お客様の相続財産を調べて
みてはいかがでしょう？

そうだね
ありがとう

それでは、相続人が妻と子供2人、課税価格が1億円のケースで相続税の総額がいくらになるかを考えてみましょう。

先ほどの計算のとおり、課税遺産総額は2000万円となり、法定相続分は妻の取得金額が2分の1の1000万円、子供2人の取得金額がそれぞれ4分の1で500万円ずつとなります。

取得金額1000万円以下の税率は10%のため、妻は1000万円×10%で100万円、子供はそれぞれ500万円×10%で50万円ずつとなり、相続税の総額は200万円となります。

つまり、国としてはこの相続人3人に「被相続人の財産をどんな分け方をしてもいいから、全員で最終的に200万円の相続税を支払ってください」ということになるわけです。

相続税の総額を先に計算する理由は、どのように財産を分けても、相続人全員で支払う税金を同じ金額にするためです。財産がどんなに多くても、計算の流れは変わりません。

相続税は財産が多いほど
税率が高くなる仕組み

ところで、図表2のように相続税は「累進課税」といって、財産が多ければ多いほど、税率は高くなる仕組みになっています。

例えば、課税価格が5億円とすると、相続人が妻と子供2人の場合であれば、相続税の総額は1億1700万円になります。課税価格は5倍ですが、相続税額は58.5倍にもなってしまうのです。

相続が起こった際に、被相続人の財産が不動産などすぐに売れないものばかりで、相続税が高くなると、納税が大きな負担になってしまいます。

今回の基礎控除額と法定相続分を理解しておけば、課税価格からおおまかな相続税額を算出することができます。相続税を算出する基本となりますので、よく覚えておきましょう(図表3)。

さて、今回は、相続税の総額を求めるところまでお話ししました。次回は各人が納める税金の計算についてお話しします。